

国民年金のおはなし

保険料の納付には口座振替が便利です

国民年金は、老後だけでなく、万が一重度の障害になったとき、夫の死亡により母子家庭となったときなどにも、あなたやあなたの家族の生活を支えます。そして、これらは毎月の保険料の納付があってこそ生まれる権利です。

しかし「毎月毎月、銀行や郵便局などへ支払いに行くのはちょっと面倒…」とか、「つつい忘れてしまっ…」という声をよく聞きます。そこで、口座振替はいかがでしょうか？

従来の翌月末振替の月別納付に加えて、保険料が割り引かれる当月末振替の月別納付（早割り制度）が今年4月から新たに始まりました。銀行や郵便局で手続きをしておけば納期毎自動的に引き落とされます。（割引のあるお得な前納制度もご利用いただけます。）



問合せ…倉敷西社会保険事務所
☎086-525-5311

身体障害者及び知的障害者の相談員

県の委嘱を受けた相談員が、障害者の福祉増進を図るための相談に応じます。

◎身体障害者相談員

氏名	住所	電話番号
渡辺 昭	富岡182-1	67-1231
守屋 照治	四番町8-3	62-3907
玄場 義明	笠岡3046	62-2455
遠藤 俊昭	笠岡5628-11	62-2548
三宅 徳幸	小平井2198-2	62-3595
水田 廣美	押撫668-1	66-0314
伊木 裕之	神島2633	67-5951
坂田 恵郎	北木島町9604	68-3596
中塚 幸男	走出2091	65-0328

◎知的障害者相談員

氏名	住所	電話番号
伊藤 明子	神島3461	67-5994
黒住 百合子	大島中2420	67-1096
原田 てつよ	白石島564	68-3036

問合せ：健康福祉課

☎2133

介護保険施設の居住費・食費が自己負担になります!!

10月から、介護保険施設の入所者の「居住費」と「食費」は、自己負担していただくこととなります。

介護保険制度が始まってから、介護保険サービスは自宅で受ける人と介護保険施設で受ける人との間で、自己負担額に差があることが問題となっていました。この問題点の解消を図ることを目的として実施されるものです。

また、「居住費」と「食費」の自己負担の実施にあたり、低所得者には自己負担

額の上限が設けられます。適用を受けるには、市役所の窓口

に申請書を提出していただく必要があります。

自己負担額の上限が適用される人には、8月中旬頃に内容などについて詳しくお知らせする予定です。

問合せ：介護保険課

☎2139

寝たきり等の介護手当

高齢や障害のために、在宅で寝たきりの人を介護する世帯に介護手当が支給されます。対象：要介護三級以上で、市内に一年以上在住し、在宅

介護期間が六カ月以上の人。

※介護保険対象者以外は、民

かさおか あんぜん あんしん 通信

夏の交通事故防止（～8月31日）



いよいよ本格的な夏の到来。お子さんの夏休みにあわせて、旅行の計画を立てている人も多いことでしょう。そんな楽しいお出掛けが、ちょっとした油断で、悲しい思い出になってしまうたら…。そんなことにならないよう、次のことに注意しましょう。

- お出掛けプランはゆとりをもって
- 運転にもゆとりが大切
- 子どもの事故に気をつけましょう！
- 夜間は特に注意が必要です
- 飲んだら乗ってはいけません！
- 安全運転 それは自転車も同じです
- 決められた場所に駐車しましょう

問合せ…協働のまちづくり課
☎69-2123

生委員の証明が必要です。助成金額

50,000円（年額）

申込み・問合せ

健康福祉課 ☎2313

児童扶養手当の現況届

児童扶養手当を受けている人（全額停止の人を含む）は、年に一度現況届を提出しなければなりません。

該当する人には、7月末日までに通知してありますので、必ず現況届を提出してください。現況届の提出がない場合は、受給資格を喪失する場合があります。

提出期間

8月1日（月）～31日（水）

問合せ：子育て支援課

☎2132

各種手当の現況届について

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の受給者は（支給停止中の人を含む）、毎年現況届を提出していただくことになっています。

該当する人には通知しますので、必ず現況届を提出してください。提出がない場合は、受給資格を喪失する場合があります。

提出期間

8月11日（木）～9月12日（月）
健康福祉課 ☎2133